

議会局職員人材育成推進委員会設置要綱

令和2年4月8日
2川議庶第98号

(目的及び設置)

第1条 議会局人材育成計画（以下「人材育成計画」という。）に基づき、議会局職員の人材育成を推進するため、議会局人材育成推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 人材育成計画の策定、実施及び進行管理に関すること。
- (2) その他人材育成に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、議会局長をもって充て、会務を総理する。

3 副委員長は、議会局総務部長及び議事調査部長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故その他の事由により職務を遂行できないときは、その職務を代理する。

4 委員は、議会局総務部庶務課長及び総務部広報・報道担当課長並びに議事調査部議事課長及び議事調査部政策調査課長をもって充てる。

(委員会)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、議会局総務部庶務課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月8日から施行する。